

掛川市選挙管理委員会告示第7号

掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例施行規程（平成17年掛川市選挙管理委員会告示第7号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月1日

掛川市選挙管理委員会

委員長 夏 目 正 二 

様式第7号（その1）備考に次のように加える。

- 4 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第7号（その2）備考に次のように加える。

- 3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

様式第7号（その3）備考に次のように加える。

- 3 契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等（法人にあつては、その代表者）本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行する。
- 2 改正後の掛川市議会議員及び掛川市長の選挙における選挙運動の公営に関する条例施行規程の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。